

た か つ は つ
高津発

に ほ ん か い か く
日本改革!

ほりぞえ健^{けん}ニュース

2006年3月号 No.32

民主党 ほりぞえ健事務所

〒213-0033

川崎市高津区下作延266 エスビル4階
(溝の口駅徒歩2分 高津区役所隣り)

電話 044-855-1479 FAX 044-855-1489

http://www.horizoe.com

E-mail: horiken@horizoe.com

行政指導、決定等の基準が公開されます！

川崎市議会議員 ほりぞえ健

(事務局)

3月予算議会も、いよいよ来週で閉会となりますね。予算審査特別委員会では、どのような質問をされましたか。

(堀添)

今回は、3つの質問をしました。まず第一に、行政指導や行政判断、決定等の根拠となる要綱類の公開について、第二に、戸籍業務のコンピュータ化について、第三に、学校における地域参加型の情報設備整備について、質問を致しました。各々、行政のあり方としてどうあるべきか、というところに繋げることができたのではないかと思っています。

(事務局)

要綱類の公開、とはどういうことでしょうか。

(堀添)

いうまでもなく、川崎市も法令に基づいて運営され、日々の行政活動を行っています。川崎市として定める法令は、議会で議決を行う条例が中心となりますが、実際の事務を行うためには、詳細の基準、ルールを定めることが必要となります。こうした詳細のルールとしては、規則、規程、要綱といったものがありますが、市民がいつでも見られるのは、規則と規程までで、要綱については、ほとんどの場合、その要綱を管理している部門に問い合わせをしなければ中身を見ることはできません。

しかし、直接市民にかかわる内容であっても、その根拠が要綱で

定められていることは、決して少なくないのです。実際に、数を比べても、条例や規則等と比べ、要綱の数は圧倒的に多いのが実態です。

要綱は、基本的にはその業務を行っている担当部門で作成・管理しますので、社会環境や市民ニーズの変化に機敏に対応できる、というメリットもあります。しかし、極端に言うと、昨日は認められたものが、担当部門が要綱を改正したことにより、本日からダメ、ということも起こり得るわけです。少なくともこうした行政指導、判断の基準については、行政としての説明責任を果たすためにも、誰もが簡単に見られる状況にする必要があると思います。

予算審査特別委員会での質疑の中で、平成19年度にインターネット上で要綱を公開することを目途に、平成18年度、検討会を設けるといふ答弁が得られましたので、市民にとって、より開かれた川崎市へと、さらに一歩進むのではないのでしょうか。



by A. Misawa

- 1963(昭和38)年2月6日、高津区に生まれ、高津小学校出身。桐朋中学、高校を経て東京工業大学を卒業。
- 東京都三鷹市で9年間、地域情報化やプライバシー保護等に従事。
- セブーンイレブン本部での情報システム構築をはじめ、ITを活用したシステムづくりに従事。
- 2003年4月、川崎市議会議員に初当選。
- 市議会まちづくり委員会副委員長
- 民主党神奈川第18区総支部副幹事長
- 経済産業省 システム監査技術者
- 妻と長女(中学3年)の3人家族



(事務局)

戸籍業務のコンピュータ化については、どのような質問をされたのですか。

(堀添)

本市では、現在手作業で行っている戸籍業務を、平成19年度からコンピュータ上で行うために、本年度から準備を行っています。平成18年度は、約3億5千万円が計上され、最終的には18億円以上の経費がかかるものと見込まれています。

(事務局)

市民にとって、どのようなメリットがあるのですか。

(堀添)

市民サービスの向上ということでは、住民票や印鑑証明書と同様に、市内のどの窓口でも戸籍の謄抄本がとれるようになります。また、行政改革の面では、業務が効率化、省力化されることにより、人件費の削減をはじめ経費節減に繋がります。

(事務局)

確かに利便性は高まりますし、行政の効率化も進むのでしょうか、18億円という金額に見合うものなのでしょうか。

(堀添)

そうですね。戸籍業務のコンピュータ化、ということだけを見ると、少なくとも費用対効果は良くないと思います。しかし、本市全体の行政窓口の再編・効率化を進めるという観点で見ると、戸籍業務がコンピュータ化されることは必須なのです。

市民が区役所等の窓口で交付される証明書の80%以上は、住民票と印鑑証明書、戸籍謄抄本で占められています。ところが今までは戸籍業務がコンピュータ化されていなかったために、窓口配置を効率化しようとしても自ずと限界があったのです。

今回の戸籍業務コンピュータ化で、市民の立場に立った、効率的な窓口配置が可能となります。また、キオスク端末による自動交付システムも可能となりますので、これについても、平成19年度の稼働を目途に、作業が進められています。

戸籍業務のコンピュータ化は、単に戸籍業務だけの問題ではなく、今年度から運用を始めた総合コンタクトセンターを含めた自治体窓口のあり方の問題として考える必要があり、その観点を最優先に戸籍業務のコンピュータ化を進めなければなりません。予算審査特別委員会では、この点を指摘し、ご理解もいただけたのではないのでしょうか。

(事務局)

3番目の、学校における地域参加型の情報設備整備とは、どのような内容ですか。

(堀添)

これは、「ネットディ方式」と呼ばれていますが、学校におけるコンピュータLAN整備を、今までのように専門業者に委託するのではなく、地域の住民や保護者、企業などのボランティアによって行うものです。

一昨年の決算審査特別委員会で質問をし、明らかとなったのですが、本市の小中学校では、情報機器の整備が、他の政令指定都市と比べても低い状況にあり、このことが本市情報教育にとって大きな課題でした。

今回の「ネットディ方式」では、概ね費用が1/3程度で行えますので、逆に言えば、同じ予算をかけることで3倍整備を進めることが可能となります。

また、単に財政面のメリットにつながるだけでなく、地域住民や保護者が学校施設の整備を行うということを通じて、地域と学校との結びつきが強まるという面でも、非常に大きな効果を生み出すことになると思います。

今回は、一部のコンピュータ機器についても、企業でリース使用が終了したものを、無償で寄附を受け利用するようですが、市内にIT関連企業を多く擁する本市ならではの取り組みではないのでしょうか。

こうしたことは、今までの行政活動の枠を超えた取り組みですし、行政と市民、企業、諸団体との協働型社会を進める上でも、画期的なものだと思います。

職員の仕事の仕方、という点でも注目すべきものであると感じました。

(事務局)

長時間にわたり、ありがとうございました。

(2006年3月14日)



4月1日から溝口駅周辺で路上喫煙が禁止となります！

昨年12月に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」が議決されたことに伴い、4月1日から路上喫煙防止重点区域での路上喫煙が禁止となります。違反した場合、2千円（予定）の科料が課されることとなります。（ただし、科料は10月1日から適用）

路上喫煙防止重点地域には、武蔵溝ノ口駅周辺とともに、川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、鷺沼駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺が指定される見込みです。

○施行期日：平成18年4月1日

（ただし、科料については10月1日から実施。）

○禁止行為：たばこを吸うこと、または、火の付いたたばこを持つこと。

○禁止場所：駅前広場その他一般交通の用に供する場所。

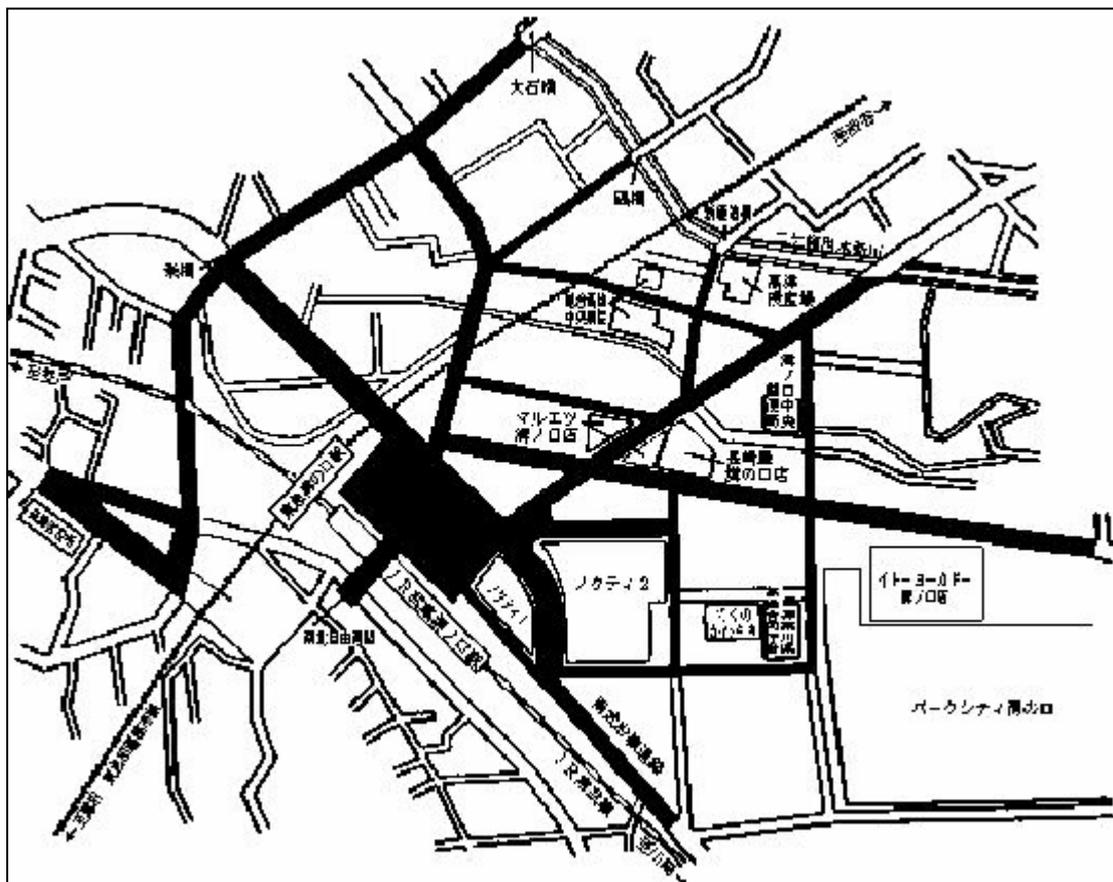
（ただし、科料の適用は、指定された路上喫煙防止重点地域のみ。）

○科 料：2千円（予定。2万円以下で規則で定める額。）

○そ の 他：4月から、各十一点地域において、職員が周知活動を行います。

※なお、「飲料容器等の散乱防止に関する条例」も改正され、重点地域における飲料容器等（たばこの吸い殻やチューインガムのかみかすを含む）のポイ捨て行為も科料の対象となります。

武蔵溝ノ口駅周辺の指定地域(黒色部分)



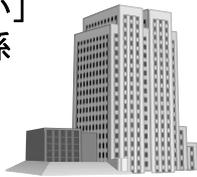
第24回 「川崎市政に参加する会」のご案内

私たちの住む川崎市を「安心して暮らせるまち」にしていくためには、私たちの手でもっともっと変えていかなければならないと思います。

一人一人の主権者の皆様とともに、新しい川崎市のあり方について、勉強し、議論し、実行していく場として、「川崎市政に参加する会」を開いています。

毎月、その時々にあったテーマを設定し、開催しておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

第24回 3月22日 午後7時～ 高津市民館
「道州制によって何が変わるか」
一 国、地方政府の新しい関係

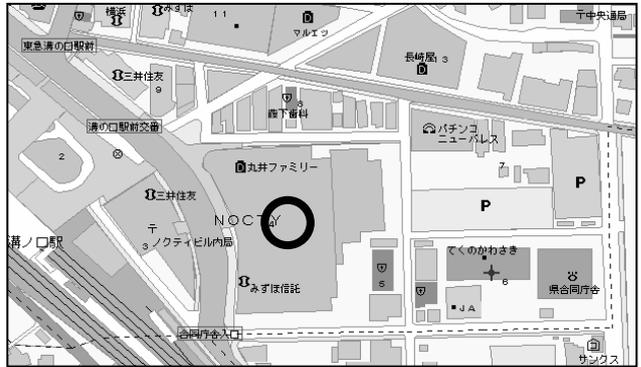


日時：2006年3月22日（水）
午後7時から8時半まで。

場所：高津市民館 第1会議室

溝の口駅前マルイファミリー

溝1-6-10 044-812-1090



このニュースはご自宅にも無料で配送しております。毎月確実にご覧になりたい方は、ほりぞえ健事務所までご連絡ください。（電話：855-1479）

連載コラム 川崎と高津の地名（No.14） 参考：上田恒三著「高津村風土記稿」 日本地名研究所編「川崎の町名」

「千年」「千年新町」の由来

明治8年、清沢村と岩川村が合併したときに、村名の争いを避けるために、縁起の良い「千歳」から千歳村と命名されたようです。その後、明治11年に千年村に村名変更されました。明治22年の市制・町村制施行時に橋村の大字となり、昭和12年には川崎市に編入されています。

千年新町は、昭和29年に千年の東北端の字大耕地の部分に土地区画整理事業が実施され、新しく住宅地となったため、新たにつけられた町名です。

旧千年村の南部を中原街道が通っていますが、この

街道は徳川家康が鷹狩のために行き来した道でもあります。また、蟻山坂と呼ばれる坂は、切通しができるまでは、かなりの急坂でした。橋小学校の北西には殿坂という鎌倉道の一部があったと伝えられていますが、確認されていません。

昭和29年、春日神社、神明社、御獄神社を合祀し、御獄神社の地に千年神社ができました。



「どこでも市政報告会」を行っています！

ご自宅等、ご都合のよい場所で「どこでも市政報告会」を行っています。お一人でも結構です。お気軽にほりぞえ健事務所まで、お声がけください。（電話：855-1479）

先日、NHKで放映されていた廃藩置
県を取り扱った番組を見た。番組は
るまでは、廃藩置県は明治維新後
たが、実際には名実共に新政府が
を握るための大改革であった。慶
三年（一八六八年）に行われた王
古では、単に中央政府が幕府から
に移っただけであり、各地の実権
然として藩主が握られていた。翌、
二年に藩制を廃止し、各藩の領地
藩主は藩知事として引き続き藩の
を行った。／当時は、新政府が徴
持っていたのは、旧幕府の直轄領
領）だけであり、それは全国の四
一に過ぎなかった。これは、国家
近代化を進め、欧米列強に飲み
ない国とするには、全く足りな
／明治四年七月、新政府は廃藩
断行した。これは、新政府を担
た大久保利通や木戸孝允、西郷
にとつて、大いなる「賭け」であ
廃藩置県の方針を決定したとき、
保利通は「このまま何もせずに
瓦解するよりは、思い切った断
行して瓦解し、思いつくままに
保利通日記」より「一部意見」と
たとえられていた。まさに明治
の存続を賭しての決断だったこと
か。結果的に、廃藩置県は諸藩
乱も無く実行された。以後日本
権を確立し、国家の近代化を強
し、進めたい。／明治の元勳ら
成すものであった。／明治の元
在論も、この観点を踏まえて、
議論の目玉の一つである。／
なしいと思つた。／この観点を
がく問に本質を問うていく。な
かし、争い、争い、争い、争い、